令和８年度宮城県福祉有償運送運営協議会　会議録（要旨）

１．日時：令和８年１０月１６日（金）午後１時から午後２時３０分まで

２．場所：宮城県庁行政庁舎１２階　１２０４会議室

３．出席委員（敬称略）

徳永 幸之（会長）	（宮城大学教授）
志水 田鶴子（副会長）	（仙台白百合女子大学教授）
水野 英治	（一般社団法人宮城県タクシー協会）
及川 孝	（一般社団法人宮城県タクシー協会）
伊藤 美紀子	（一般社団法人宮城県タクシー協会）
齋藤 哲也	（全国自動車交通労働組合総連合会仙南タクシー労働組合執行委員長）
川田 智佳子	（社会福祉法人柴田町社会福祉協議会長）
関澤 京子	（東北運輸局宮城運輸支局 首席運輸企画専門官）
酒井 健二	（宮城県保健福祉部参事兼長寿社会政策課長）

４．出席臨時委員（敬称略）

八木 伸善	（仙台市ボランティア連絡協議会長）
熊谷 広基	（名取市身体障害者福祉協会長）
山田 竜一	（名取市健康福祉部社会福祉課主幹兼係長）
鴻巣 香	（福祉有償運送利用者の保護者）

５．公開の可否　　公開

６．傍聴者　　１名

１　開会

（事務局）

令和８年度宮城県福祉有償運送運営協議会を開催する。委員 15 名中、後ほど出席する臨時委員を含め 13 名が出席しており、宮城県福祉有償運送運営協議会条例第５条第２項の規定により、本協議会が成立していることを報告する。今回から、齋藤哲也委員及び川田智佳子委員が新たに就任した。

また、宮城県情報公開条例により、本協議会は原則公開であり、審議内容を公開することについて了承願いたい。

２　あいさつ

（梅澤副参事兼総括課長補佐）

本日は、お忙しいところ、令和８年度宮城県福祉有償運送運営協議会にご出席いただき感謝する。

福祉有償運送は、高齢者、障害者その他移動に制約のある方々の移動手段を確保する役割を担っている。本協議会では、県登録団体の実績報告及び新規登録団体に関する審議を行う。移動に制約のある方の社会参加促進と福祉の増進の観点から、活発な議論をお願いしたい。

３　会長及び副会長選出

（事務局）

条例第４条の規定により、会長及び副会長は委員の互選によって定める。正式な会長が決まるまで、酒井長寿社会政策課長が暫時座長を務める。

（酒井委員）

御意見のある方は、挙手にて発言をお願いする。

（事務局案を求める声あり）

（事務局）

会長に徳永委員、副会長に志水委員を推薦したい。

（異議なしの声）

（酒井委員）

それでは、徳永委員に会長を、志水委員に副会長をお願いする。以上をもって座長の任を下ろさせていただく。

（事務局）

徳永会長から一言ご挨拶をお願いしたい。

（徳永会長）

福祉有償運送は、通常の公共交通を利用しにくい方にとって重要である一方、事業運営には難しさがあり、普及が十分でない面もある。委員から忌憚のない意見をいただきながら進めたい。

４　報告事項

令和７年度福祉有償運送移送実績報告について

（徳永会長）

事務局の方から「令和７年度福祉有償運送移送実績」について報告をお願いする。

（事務局）

（資料１に基づき報告）

（徳永会長）

ただいまの説明について、御質問などあったらお願いしたい。

（及川委員）

使用車両の大きさ、乗車定員及び排気量を確認したい。

（関澤委員）

車いす２台までが積めるジャンボタイプだった。

（事務局）

乗車定員４人の軽自動車で、総排気量は 650cc である。

（徳永会長）

令和６年度と比べて輸送実績が約１割減少しているが、会員数に変化はあったか。

（事務局）

令和６年の更新時は 13 名であり、今回の報告では 11 名のため、２名減少している。

（徳永会長）

移送回数は年間 253 回とあるが往復か。２日に１回ぐらい需要があるということか。

（事務局）

移送回数は往路と復路を別々に計上している。

（徳永会長）

報告事項は以上として、続いて協議事項の方に入りたい。

ここからは条例第３条に基づき、臨時委員にもご参加いただき審議を進める。臨時委員と関係者に御移動いただくので、しばらくお待ちいただきたい。

（臨時委員・関係者入室）

５　協議事項

一般社団法人 Lycka の新規登録申請について

（事務局）

（臨時委員の紹介）

なお、条例第６条に基づき申請団体の一般社団法人 Lycka の大槻様と伊藤様、それから利用者の方にも関係者としてご出席いただいている。

（徳永会長）
それでは、協議事項の審議を進める。審議は、申請者による法人概要等の説明、事務局による各協議事項の説明の後、項目ごとに質疑を行い、最後に申請内容の承認について採決を行う。
申請者より、法人の概要と登録申請に至った経緯、利用者の移動制約の状況について御説明をお願いする。

（一般社団法人 Lycka）
当法人は障害福祉に関する支援をメインとして令和８年１月 15 日に設立し、４月から障害福祉サービスの指定を受けて訪問・地域生活支援事業を、同年５月から介護保険サービスの指定を受けて訪問介護を行っている。喀痰吸引等を伴う重度訪問介護、行動援護等の専門的知識・技術を要する困難ケースを多く受け入れている。特に行動援護サービスを提供する事業所は非常に少なく、需要に対する供給が全く足りていない現状を微力ながらカバーしている。
福祉有償運送の申請に至った経緯だが、障害からくる特性や症状、強い不安、感覚過敏、パニック等により、公共交通機関やタクシーを利用することが難しい方がおり、自宅から外出することを諦めて、本人も家族も精神的に潰れていってしまう現状がある。介助が必要な方が安心して外出できるように、介助と移動を切り離さずに本人の状況に応じて対応できる移動手段を確保する必要があると考え、申請に至った。既存の交通手段を補完するものであり、自立支援の観点からも、長期的には、外出の経験や対策を重ねていく中で可能な方について公共交通機関やタクシーの利用につなげることも目指す。
利用者の状況としては、障害による症状、精神疾患、強迫性障害の影響で公共交通機関等が利用できず、家族や親族の協力のもと数年に１回だけの外出をする方や、在宅酸素、喀痰吸引、車いすの使用など環境の整備が必要な方、車内での混雑や周囲の音、人の動き、におい、光などによって強い不安や混乱が生じて公共交通機関等の利用が難しい方がいる。強度行動障害のある方は、混乱やパニックから自傷他害や破壊行動が起きてしまう。通所の送迎中に運転手につかみかかって事故になりそうになったという方もいる。何が引き金になるかはなかなか分からず、常に支援に関わっていないと難しい。また、失禁をしてタクシーの営業を妨げてしまう心配があり利用しづらいという方もいる。当法人では利用者の身体状況や障害の特性、必要な介助内容を十分に把握し、安全面に配慮しながら、運転者と介助者の連携のもと必要な外出を支援できると考え申請に至った。

（徳永会長）
それでは（１）必要性の判断について、事務局から説明願う。

（事務局）
（資料２－１、２－２に基づき説明）
なお、令和８年９月 18 日に公布され本日施行される道路運送法施行規則の一部改正により、申請書の記載事項に「事務所ごとの同時に運行する自家用有償旅客運送自動車の最大の数」が加わり、運輸支局への申請の際は１台と記載する予定である。また、同じ改正で、旅客の区分に「児童福祉法に規定する障害児」が新たに設けられ、会員のうち１名が障害児に当たるため、申請の際は障害児も旅客の範囲に加える予定である。

（徳永会長）
ただいまの説明について、御質問、御意見などあればお願いしたい。

（意見等なし）

（徳永会長）
数字だけで判断できるものではなく、個別事情も考慮して判断する必要がある。ここでは御意見なしとして先へ進めるが、全体を通して御審議いただきたい。
次に、（２）「運送の区域」について説明願う。

（事務局）
（資料２－１、２－２に基づき説明）

（及川委員）
会員の居住地が広範囲に及ぶが、どういったところからこの方々を選ばれたのか。

（一般社団法人 Lycka）
できれば小さい範囲で対応しようと法人設立時は考えていたが、本当に困っているという声が非常に多かった。また、名取市内で休止した事業所が請け負っていた利用者の受け入れ先がなく、受けてもらえないかというお話があり、そういった方を受けていたら段々広がっていった状況である。

（及川委員）
今後、利用希望が増えた場合、軽自動車１台で対応できるか。また、例えば仙台市青葉区の方から希望があった場合も受け入れるのか。

（一般社団法人 Lycka）
対象は、原則として当法人が支援に入っており、どうしても移動が困難で、福祉有償運送が真に必要と判断した方に限る。障害福祉・介護保険サービスの事業継続に影響しないよう、受入れを精査する。

（及川委員）
利用者の利用目的は何か。

（一般社団法人 Lycka）
通院、透析、本人が以前よく訪れていた場所への外出、強度行動障害のある方が落ち着いた環境で活動するための移動等を想定している。

（徳永会長）
区域は市町村単位のため仙台一円となるが、実際には事業所に近い範囲で考えているということか。

（一般社団法人 Lycka）
そのとおり。稼働できる範囲の、非常に狭い範囲になっている。名取市にお住まいの方でも病院は仙台市だったり、仙台市にお住まいでももともと名取の病院にいたので名取に通っているという方もいたりして、この２市はどうしても入ってくる。

（及川委員）
利用頻度はどのくらいか。

（一般社団法人 Lycka）
支援をしているのでそこまでたくさん入れる状況ではない。月１回程度、通院については３か月又は半年に１回という方がいるのでそこに対応する考え。どこでも運ぶよと言うつもりはない。

（徳永会長）
続いて、（３）「旅客から収受する対価」について説明願う。

（事務局）
（資料２－１、２－２に基づき説明）

（八木委員）
法人の審査の時に出される財務資料などは無いのか。この料金で収支均衡するか判断するには、コストがどれだけかかってその裏付けがこうでという説明がいると思うが。

（一般社団法人 Lycka）
令和８年１月設立なので実績はない。司法書士に相談しながらやっている。

（八木委員）
最低限の予定収支計算はしているのではないか。

（一般社団法人 Lycka）
まず、訪問介護事業所が利用者を車で無償運送することは可能になっているが、利用者の安全な輸送を確立した上で行いたかったので、無償運送をするつもりはなかった。そして、福祉有償運送単体では赤字になるが、必ずヘルパーが同乗し、乗っている時間帯はヘルパーの介護報酬が入ってくるので、運転手に関しては実費分の交通費は確保できる範囲にして、全体では黒字になる。対価の目安どおりに設定した場合と比べれば収入は減ってしまうが、障害があって外出できない方のために、事業所はある程度負担してやっていかなければいけないのではないかという考えがあり、健全経営できるか理事の間で話し合って設定した。

（及川委員）
15 分 500 円の起算は車庫を出る時からではなく乗車してから、降車するまでか。

（一般社団法人 Lycka）
そのとおり。これは障害福祉サービスや介護保険サービスでは利用者のところに行ってから発生するという考え方なので、変えるつもりはない。

（及川委員）
利用者から収受する料金は他にないか。

（一般社団法人 Lycka）
待機時間でも料金は取るようにしており、10 分 100 円としている。微々たる額ではあるが、ゼ

ロにしていくらでも待機できるだろうという考えになられても困るので、ある程度のところで取らせていただく考えである。

（及川委員）
それははっきりしている方がいい。待機時間もどこからどこまでということを明示しておいた方がよいのではないか。

（一般社団法人 Lycka）
降りた時点から分単位で待つ場合は計算されるとお話はしており、マニュアル及び契約書に記載しながらやっていきたい。ただ、一旦動くか、２人対応で介助が必要な方が多いので、待つことはほぼないと思われる。

（及川委員）
当社の介護タクシーの場合、降車した後に病室なり内科なりへ送って行き、戻ってきて初めて仕事を終える。そういうことをした場合どうなるのか。

（一般社団法人 Lycka）
福祉有償運送は降車したところで終わりで、そこからの介助は、障害福祉サービスの通院等介助となる。同時に発生してしまうので、住み分けはする。やはりどうしても他にお金が出ていく方が多いので、あまり負担にならないようにと考えた次第である。

（徳永会長）
送迎中は介護報酬は算定されないのではなかったか。

（一般社団法人 Lycka）
運転をしていれば算定されないが、同乗者については算定される。実際にタクシーに同乗して通院等介助を行っているが、その時間も算定されている。

（徳永会長）
他の事業者でも十分な収入が得られずに撤退していったところは多々あるので、持続可能なサービスとして続けていけるよう、しっかり見ていただきたい。

（水野委員）
運転者とヘルパーが２人乗って運送するのか、それとも運転者が介護しながらという形になるのか。運賃と介護報酬との二重取りが生じないか確認したい。

（一般社団法人 Lycka）
大体は運転者とヘルパーの２名がつく。利用者によっては、この職員がいれば大人しく乗っていられるという方もいるので、運転者だけがつく場合もあるが、危険が生じる場合があるのでほとんどは２名体制となる。運転者のみで対応する場合、運転中の時間について介護報酬は算定しない。

（徳永会長）
続いて、（４）「運送を必要とする旅客の範囲」について説明願う。

（事務局）
（資料２－１、２－２に基づき説明）

（及川委員）
要介護度５というと寝たきりの方か。寝たきりの方がこの車に入れるのか。ストレッチャーは入らないだろう。

（一般社団法人 Lycka）
寝たきりの方で、この車にはストレッチャーは入らないが、リクライニング車いすがぎりぎり入る。別の法人で使っていた同じ型の車で筋萎縮性側索硬化症の方を乗せた経験があり、この方のリクライニングの角度なら対応できると判断している。この車は古いこともあり、福祉有償運送の登録がされたら、今後もう少し大きい車を導入する考えもある。ただ、あまり大きい車になると、御自宅が狭い方のところには行けないという問題もある。

（及川委員）
リクライニング車いすが乗ったとしても、そうすると介助者は助手席に乗って、後ろを向いて見なければならない。利用者の横に同乗できる車が望ましい。今後やっていく上で、車両については一考をお願いしたい。

（事務局）
申請者から補足をいただきたい。要介護度５の方でも、ストレッチャーの方もいれば車いすで乗車できる方もいると思う。例えば、ストレッチャーでないと乗車できないという方の申込みをどのように取り扱うのか。

（一般社団法人 Lycka）
今後福祉有償運送を始めていく時点では、ストレッチャーの運搬は不可能という御説明をさせていただく。当法人の事業が大きくなって、ハイエースなどを購入できる状態になれば対応はしていきたいが、それだけのためにハイエースを訪問介護事業所が持つというのはかなりリスキーな話になってくるので、今の段階ではできないという話で進めていこうと考えている。基本的には、自分で歩ける方、標準型車いす、リクライニング車いすの場合はある程度立てられる方のみが対象ということを契約時に説明する。

（徳永会長）
車両や旅客の範囲を変更する際は、運輸支局への届出でよいのか本協議会での協議が必要なのか、適宜確認して御対応いただきたい。
それでは、最後に（５）その他必要と認められる措置について説明願う。

（事務局）
（資料２－１、２－２に基づき説明）

（及川委員）
ドライブレコーダーは設置しているか。

（一般社団法人 Lycka）
今は未設置だが、福祉有償運送の登録がされれば設置したい。

（徳永会長）
代表理事が運転者と苦情処理責任者を兼ねるため、自身が苦情の当事者となった場合にどうするのかも決めておいていただきたい。

（一般社団法人 Lycka）
まず理事が苦情責任者をし、それでも収まらない場合は私も入って対応していくなど、苦情の内容に応じて対応できるよう設定していきたい。

（水野委員）
運行管理マニュアルに「運転歴３年以上の者でかつ 65 歳以下の者であること」とあるが、実際我々タクシー事業者の平均年齢も 65 歳を超えている。65 歳以下というのは非常に範囲が狭いと思うので、少し考慮してもいいのではないかと逆に心配している。

（一般社団法人 Lycka）
デイサービス事業所にいた時に 70 歳の運転者がおり、結構な運転をされていたことから 65 歳以下に設定したが、70 歳くらいが妥当か。

（水野委員）
毎日対面チェックをしながら、事故歴が多いとか苦情が多いとか、通常の範囲で見ていればその人が適正かどうかは分かると思うので、年齢は融通を利かせてもいいのではないか。

（一般社団法人 Lycka）
日々対面でそういったものを見ながら、年齢については制限を設けずに行う方向に変えていくということでよいか。

（八木委員）
制度で 65 歳以下と制限されているわけではないのか。裁量があるのか。

（事務局）
制度上、年齢制限はない。要件としては、第２種免許を有し過去２年以内に免許停止処分を受けていない方、又は第１種免許を有し過去２年以内に免許停止処分を受けておらず所定の講習を修了した方となる。

（徳永会長）
この制度ができた当初は、65 歳とか 70 歳とか年齢で区切るべきではないかという議論もあったが、タクシー業界から、70 歳以上の方も運転されている実態もある中で年齢だけをもって不可とは言い切れないだろうという声があった。65 歳でもかなり怪しい運転をされる方もいるかもしれないし、逆に 75 歳でも若い方と同じように安全運転ができる方もいるわけなので、普段の様子を見てしっかりと判断していただければいいと思う。

（八木委員）
規定に幅を持たせるのであれば、65 歳とかの前に「原則として」と入れてはどうか。

（一般社団法人 Lycka）
そうしたい。

（徳永会長）
その場合でも、原則として 70 歳でもいいかもしれない。
他に意見等はあるか。

（意見なし）

（徳永会長）
それでは、これから承認の審議に入る。申請団体の大槻様、伊藤様と関係者の方は退室願う。

（関係者退室）

（徳永会長）
（１）必要性の判断から（５）その他必要と認められる措置まで御審議いただいたが、これについて御意見をお願いする。

（及川委員）
我々が実際やっていることをやってほしくて質問をしているだけのことであって、タクシー事業者として反対しているわけではない。逆に、福祉有償運送とタクシー事業者が相互に連携し、利用者のことを考えて話をした方が非常にいい話も出るのではないかと思っている。

（徳永会長）
本協議会としては、しっかりと安全に持続可能な事業運営をしていただきたいというところがあり、移動困難者に対するサービスを誰が担っていくのかという意味で協力し合いながら適切に対応できればと思うので、よろしくお願いする。

（徳永会長）
一般社団法人 Lycka の新規登録申請について、御異議はないか。

（異議なし）

（徳永会長）
それでは、一般社団法人 Lycka の新規登録申請については、本協議会として承認する。

６　閉会
（事務局）
以上をもって、令和８年度宮城県福祉有償運送運営協議会を終了する。長時間にわたる御審議を賜り感謝申し上げる。